

肺結核患者算定法に就て先づ標準を與へし人としてはコルネットを擧げざるべからず、氏は其著『結核』に於て結核患者を算出せんには左式に由るべきを以てせり。

(結核死者數 + 結核患者數) × 諸國平均數 (即ち五五・三三) ÷ 年間に於ける一萬生存者總數

然るに實際結核治癒者の數を知るは容易ならざるのみならず、目下の状態より觀察すれば計算上に大局に影響する程の過大なる數には非ず、最近出版されたるコルン、ワッセルマン氏『病原么微體全書』第五卷中に結核に關し、コルネットが記述せる所を見るに氏も前説を是正して曰はく『一ヶ年間の肺結核死者數(人口每一萬に換算するを可とす)に疾病の平均經過年限たる三年を乗じたるものは肺結核患者現在數にして成人にては幾分か之より多く兒童にては著しく少し』とせり。

今若し我邦に於ける肺結核死者は人口每一萬に付き二十名なりと假定せば、結核患者は即ち六十名にして、換言せば生存者百六十六名強に對し、一名の患者ある割合となり、而して此算定法は往々事實に適合すとして考案者は切に自賛し、且つ有力なる承認者をも出する至れるを以て見れば、單に架空の説にも非ざるべきか。

ジュバーによれば義務教育年齢の兒童に於ける結核の經過は速かにして平均一ヶ年強に過ぎず、而して肺癆患者は兒童每一千名に對し一名の比なりとし、又コルネット氏は凡べての地位と職業とを通じて八十五乃至百九名の成人に付き一名の結核患者を見るとせり、是等は兒童と成人とを別途に算出せ

んとするに際し參考とするに足るべし。

ドリガルスキー氏の如きは一百の家族に付き三、三戸は結核の危害を蒙れりとなし、更に人口關係を以て換算せば毎六十名に對し一名の患者存する割合となり、精細に検査せば凡べて人口の三分の二には身軀中何れかに結核菌存在すとせり。然るにブライセンにては一九一〇年に生存者每一萬人に付き一五、二九名結核にて斃れたるものあり、之に結核の轉歸年限たる三年即ち三を乗すれば四五、八七となる、故に約二百名の生存者に對し一名(詳細に言へば一、一五名)の肺結核患者ある割合なるも成人の實數に於ては百五十名の生存者に付き一名の肺癆患者ありとするが事實に近かるべしとなし、更に近年は結核に對する救護法の行届ける爲めに生存期間が延長し従つて成人八十名乃至百名に付き一名の患者有る割合ならんとするに至れり。我邦の事實に徴し計算するに北海道舊土人即ちアイヌ種族は人口一萬に付き結核死亡者六三、三名の比なりと云へばコルネット法により換算するに人口毎五二、六名に對し一名の患者ある割合となり、進んで之を内地人間に就て見るに大阪市細民に於ける檢診の結果は一、六七%の夥多を示し、人口毎九名に對し一名の結核患者あるの慘狀を呈す、實に斯の如きは結核蔓延の最極點たるを思はずんばあるべからず。

【第二】 病理學者の實証論

然れども病理學者をして言はしむればボルリッゲル氏の如きは屍體解剖上其七〇乃至八〇%には結核

病竈の痕跡を認めざるはなしとし、更に一層甚しきはネーゲリー氏の説にして氏の所見によれば成人の屍體に在りては局所的結核の既存せし痕跡なきは殆んど稀にして九〇%以上なりと明言せり。本邦に於ても荻江氏の統計に於ては屍體二百五十中四六、四%の結核性病變を見、之に特發性肋膜癒着六十一例を加ふれば結核の痕跡を認むべきもの七〇%に上り、又慈惠會醫學專門學校に於て臨床上非結核性屍體三百二例に就て特に結核の有無に關せず行ひし剖檢の結果、肺及氣管支淋巴腺結核のみにても一四、九%を算し、特發性肋膜癒着は五六、二%(百七十例)あり。スチンチングの説により後者の約半數は結核性のものなりと見做せば通計四三%の屍體に於て結核性病變を見出す割合なりと、是等を以て見るも結核病の人生に及ぼす慘害又豈に恐れざるべけんや。

【第三】 批判的斷定

吾人は上述せる如く結核患者算定法に關しては各研究者によりて意見を異にする點あり、從つて夫等の各方法並に統計上示す數字により患者數を算出せんとせば差異あるを免る能はず、而して諸種の點より考察するにコルネット氏の算式は最も合理的にして、殆んど現今に至るまで其聲價を維持し得たるも今後に於ては恐くは事實に適せざるものたるべし。如何となれば結核に對する豫防撲滅の事業進歩すると同時に結核患者に向ての治療法も漸次理想的に進歩し、之が爲めに疾病の轉歸年限著しく延長するに至れるを以てなり。デットウエルレル氏は其經驗上の統計より社會的に最も幸福なる地位を

有するものは結核患者一般の平均經過年限より七年を延ばし得べく一患者にしてよく十年の生命を保つべしとせり。其實證は實にハンブルヒ市の統計が明かに示す所にして三千五百乃至五千麻克の收入を有する中流社會にて結核死亡者未だ減せざるは此間の消息を窺かに傳ふるものに非ずやと云へり、故に三年なる平均經過年數は今後四或は五年以上に訂正の必要を生ずる時期遠からず來るならんと信ず。

余輩は此の信念が事實らしき點に就て二三の實證を擧ぐべし、即ち斯かる論據を見出さん爲めに新刊書に眼を曝す必要あり、先づ結核患者の死に至るまでの平均全經過期間に關する意見を徵するに、ワイケル氏は第一期患者は十年、第二期患者なれば七年、第三期は二年とせり。又ラウラ、ツルノー氏によれば第一期患者は平均十年、第二期は五年、第三期なれば二年となし、一期及び三期の平均經過期間は合致するも第二期のみ三年の差あり、而して兩者とも多數の統計材料を基礎としての立論なるを以て信を置くに足るべし。何れにせよ之に因て推測するもコルネット説は既に多少動搖すと謂はざるべからず、普國衛生局長キルヒネル氏の如きは豊富なる經驗上より、結核死者一名に付き平均十名の患者ありと主張せるは何れも近代的事實を語るものと認むるを得べく、叙上の説を參照し計算せば結核患者數の算出は略ぼ事實に近きものあらんと斷言するを憚らず。

第四章 小學校に於ける結核問題

【第一】 教員に於ける結核蔓延の原因

(一) 教員志望者に先天的弱質者多し。由來我邦の通弊として職業の撰擇をなし、兒童の將來を慮るに際し『此兒は身體が弱いから教員か醫者だ』との通用語を生ぜしが如く、實際に於ても此傾向は否むべからず、即ち特殊の事情なき範圍に在りては比較的先天性に身體虛弱なる人々が教員を志望するを見る、而して斯かる素質を有するものは結核感染に對し抵抗力弱きは勿論なり。

(二) 代用教員に於ける結核。地方の實情に照すも小學校の代用教員として採用するものには、曾て都會の學校に遊べる人々にして、初期肺結核或は肺炎加答兒なりと診斷され、學業を放抛し故山に歸臥し病を養ひ悠々遊惰の日を送る中、輕快し外見上殆んど全治せるを思はしむるも、醫師は學業の廢棄を命じ、本人及び家族も遂に之に従ひ高等遊民として地方に在り、鄉黨は無爲に過ぐすを不可となし、幸に小學校教員に缺員あればとて相謀り代用教員たらしむるもの尠からず、是等は既に初より結核患者たるものなり。

(三) 小學校教員志望者は山間僻地のものに多し。寒村僻地の地方に於ける美望の中心は小學校の教員巡查或は醫師、然らずんば郡役所の役人なり従つて小學校生徒の小さき頭腦に刺戟し、出來得べくん

ば農村生活を捨て、斯かる職業に走らんことを希望す。父兄も亦是等の職に就き得るを至上の名譽と心得て敢て其志望を阻止せんとせず、然るに都會地居住の人々は周圍の事情に比較し教員の如きを正當に理解し志望するもの少なし、即ち此傾向は田舎出の教員を多からしむるに至る根源をなす。斯くて清潔なる空氣を捨て、曾て結核病毒侵入の虞なかりし故郷の地を去り、不潔なる市街地の空氣を呼吸し、結核菌の最好培養地として自己の身體を提供するに非ずや。

結核蔓延史を繙かんもの文明の輸入と共に未開人間に結核を傳搬せしめし事實を否認し得るものなく又無結核地に成長せし青年にして一朝遊學の爲め都市に滯留するに及び彼等が蒙る結核侵襲の慘害を看過し能はざるべし。例へば北部亞弗利加或は亞弗利加低地の土着民が歐人の市街地に入り込み、又は亞拉比亞土人並に露領カルミユツケンの青年が繁華なる都會に遊ぶものに於ける如き實例は枚舉に遑あらず、如上の事實は田舎育ちの教員上に推及し得ざる筈なし。

(四) 教員と雖も結核感染の社會的素因を脱する能はず、近時結核感染には一定の社會的素因ありとの論をなすものあり、要するに教員も之が支配を免る能はざらん試みに擧ぐれば、

(イ) 先天素因者は結核に罹り易し、即ち教員に先天的素因者即ち身體比較的虛弱なるもの多きを述べたり、是等の人々は一般的法則に支配さるゝは言を俟たず。

(ロ) 結核の危害を免れ居たるものほど結核に對する抵抗力弱し、之に就ては第三項に詳述せる所にし

て教員の出生地問題に想及せば首肯さるべし。

(ハ)室内業者に結核多し。一例を挙げれば瑞西國に在りては近年漸次結核減退せるにも拘らず、一地方のみ著しく之に反するものあり、其原因を精査せるに該地方は時計工業隆盛を極むる地方にして住民殆んど狹隘不潔なる室内作業を爲すを知れり。教員は教授時間中教室内に在り、又歸宅後は當日學校にてなせし整理又は翌日の教案を作る爲め多くは室内に籠居し要するに室内業者たるを免れず。

(ニ)不遇者、劣敗者に結核罹病率多し。上流に結核患者多きが如く見ゆるは不規則なる生活、酒精濫用房事過度等の惡結果にして本項の事實を否定し得るものに非ず、又世界の劣敗者とせらるゝ猶太民族に結核患者少きも、彼等は故郷を追はれ異郷に迫害さるれど唯一の目的たる金錢上に成功し、外部の人々が考ふるほど不遇ならず、加之彼等は結核患者に接するも感染し難き特異質を有するを以て問題とならず、要するに教員は十年一日の如く所謂育英の天職に安んずと雖も決して自己の地位に満足せる優勝者たらず悶々不遇を嘆ずる種類の人々多きは争ふべからず。

(ホ)貧困者に結核罹病率多し。此事實は今や殆んど世界共通の定説として承認さるゝ所たり、翻つて考ふるに小學教員の俸給及び収入は果して一家を支ふる爲めに富庶なる財源たるべきか、否決して然らず、彼等は粗衣粗食且つ穢屋に住して尙ほ窮乏を訴ふるもの尠からざるべし。而して元來身體虛弱及種々の社會的素因ある教員にして斯かる状態に在りては一般貧者と異なるなき條件下に置かれたるもの

のと言はざるべからず。

要之に小學教員結核蔓延の原因としては上述の如き表裏各種錯雜せる事實伏在すべし。

【第二】 兒童に於ける結核蔓延と社會的關係

兒童と雖も社會の一員なるが故に「ソチアレン、ミリュウ」の状況により支配さるゝは勿論なり、而して教員に於ける結核蔓延の直接原因たるべき諸點は既述の如くなれども、更に社會に於ける結核蔓延の各要素を明かにし、之を以て兒童上に推及する所あらんとす。

(一)一般衛生思想普及せざる缺點。我邦の爲政者は一國の衛生行政を料理せんとするに際し、國家經濟と衛生の關係を説くこと少なく、更に枝葉的衛生を説くも未だよく各個人に付きて生の價值が如何に高價なるかを明かに示せしこと亦多からず、従つて國民の頭腦には衛生事業に資を投ずるを以て非生産的なりとの先入主的思想浸潤して容易に拭ふべからざるものあり。又國民は衛生の根本觀念に觸るゝ能はざるが爲めに、往時衛生思想を缺如せる時代に在りても高齢者ありしこと現今に優るものあり衛生の眞價察すべしと暗に之を排斥する傾向を生めり。然るに彼等は國民一般の平均年齢増加しつつありとの大局に注目する能はず或は人口増加率の昂騰に氣付かず、將た他方面に於ける生存競争の激烈となりしこと及び交通の頻繁となるに伴ひ病毒侵入すとの事實に想到せず、且つ個人一生涯に於ける生産力と健康が子孫に及ぼす重大なる關係を知らざるが故に邦人一般の衛生思想は甚だ低く殆

んど酔生夢死の如く見ゆ、斯かる状態に在るを以て經過慢性なる結核病に對する智識の如きは至つて幼稚なるを免れず。更に根本たるべき衛生的觀念缺乏せるにより、國民一般衛生上の公德心微々たるは言を俟たず、小學教員然り、父兄然り、其間に生活する兒童も其感化と之により蒙る結核の危害とは到底脱し難し。

(二) 對結核施設の普及せざる缺點 國民の衛生的智識上述の如し、之に關聯せる結核の施設獨り多きを望むべからず、今其缺點を擧げん。

(イ) 結核豫防機關の不備 慢性なる本病は患者自己が生産力を減ずるのみならず、引きて一家の安危に影響するに至る、然るに患者は自己及周圍の安全なる保證を得ざるにより身體の續かん限りは苦悶し、病毒傳播等の點に就ては願慮する所なし。之を救済せんが爲め歐洲文明諸國に於ては強制的保險制度を設け複雑なる組織を統轄し國營となし患者及び引きては家族に對する確保を與へ、且つ疾病、癆疾、災害の三保險に多くは加入せしむるにより、疾病保險の期間を過ぐれば癆疾保險により救助せられ、安穩に養生し得べく、此際多くは療養所に收容され隔離の目的をも達す。然るに我邦には此制なし、加之ず彼地には結核救護相談所ありて周到なる注意と熱心を以て人民を誘導勸説し結核の疑はしきものを早期に發見し、患者の處置、患家消毒は勿論、家政上重要地位を占むる患者なれば金錢其他物質上の助力を與ふるのみならず、患者若し主婦なれば金錢上の補助以外に世話する婦人を送り、心

置きなく養生せしめ、斯くて病毒蔓延の危害を防ぐものなるが、歐洲にては是等の機關も著しく發達せるに我邦には尙ほ全然缺如し何等結核の防遏策を講せず、病毒蔓延せる中に抵抗力薄弱なる兒童を放置するは、餓虎の眼前に幼兒を置き去るよりも危険ならずや。

(ロ) 結核患者取締の不備 所謂痰壺主義なる結核豫防法ありと雖も、其精神に則れる取締の行はるゝや難く、到底之により結核の危害より脱する能はざるは燎々として明かなり。されば病芽を含める咯痰は人足の印する所に撒布せられ、兒童に最も近く散在し、之が好培養地たる兒童は起臥行歩何れを問はず吸入する機會多し、又傳染病豫防法による届出義務なきが故に強制的患者隔離及び患家の消毒等は行はれず、斯かる實社會に生活せる兒童たるものいかでか其害毒を受けざらんや。

(ハ) 結核治療隔離施設の不備 過去の我邦に在りては前項に述べたるが如く國家として患者の取締さへ實行されざる狀況に在りしが故に歐洲の例に倣ひし國立或は公立の結核治療院又は療養所なかりしは事實なり。されば輕症者は勿論、重症者とても隔離或は轉地療養を強めらるゝことなきにより、自宅に於て家族と共に止まり、甚しきは一枚の蒲團に結核患者たる父母或は兄弟の懷に抱かれ可憐なる兒童が枕を併べて眠むれるを思ふもの誰か教壇に於ける結核教員が、之れ以上危険なりと言ひ得るものぞ。

結核豫防撲滅事業の發達せる國に在りては大都市の附近に療養所あるは勿論なるが、之を有せざる地

方の小都會にては結核救護相談所の事業普及し同所より常に經驗ある醫師、看護人等を患家に送り、上述せる事項以外に患者と家族間の接近に就ての注意を與へ、若し家族中に結核素因を有する兒童を見出す時は林間保養所、林間學校、野外休暇學校、兒童院等に送致して患家に於ける濃厚なる結核の危険より脱せしめんとす。然るに翻つて我邦の現状を見れば兒童結核の危害に對し、周圍の社會は如何なる注意と保護を與へつゝありや、不幸にして其皆無なるを思ひ邦家の將來を慮れば慄然たるを禁する能はず、而して責任ある吾人は根本的解決に向つて歩武を進めざるべからず。

(三)社會に於ける結核罹病素因の増加 曾て佛國軍隊に於ける結核患者の發生に就てシュウ井ーニンは興味ある統計的研究をなして曰く佛國軍隊に於ては獨逸軍隊よりも結核患者非常に多數なる最大原因は獨逸に比し佛國に在りては社會一般の結核が絶對的大多數なるに其罪を歸せざるべからず。此論據より推論すれば小學校教員に結核患者頗る多數なりと言ふは我邦の社會に於ける結核患者が夥多なるを示すものにして同時に結核罹病素因も増加せるを思はざるべからず、吾人は之に關し次の數項に分ちて論ずべし、素より中には多少關係薄きものをも參考にまで擧げんとす。

(イ)人種的素因に就て カルシーによれば長期間を通じて結核患者と頻繁に接觸するも某人種は結核に對し確かに強き抵抗力を有せるものあり、例へばイレン人を除く他の白人種の如きは之に屬す。然るに合衆國に於ける印度人種、其他黑人種及び支那人は抵抗力最も弱く殊に亞米利加印度人は結核に

於ける最大死亡率を示すとのことなり、又北海道のアイヌ人種が甚だ大なる結核死亡率を呈すること調査によりて明かなり。是等は退行種族に見る通有性なりとせば、支那人と等しく黄色人種の血統を有する邦人は結核に對する先天的素因重きものと見做すべきか、若し然りとせば頗る憂ふべき現象なりと信ず、吾人は吾國民は斯かる條件の下に置かれたりと解釋する能はず、されど結核病の遞増は何等かの關係あるにあらずや、我邦の兒童は此の不安の周圍より抱擁されありと言はざるべからず。

(ロ)飲酒の及ぼす危害 ミルメーは佛國に於ける結核の蔓延を制遏せん爲めには住居衛生及び飲酒禁制が必要なることを述べたり、今や世界各地の結核豫防團體に於て飲酒は身體に大害を與へ間接に結核に對する抵抗力を減少せしめ従つて飲酒家は結核に侵され易き傾向を生ずると認められあり。世界の實狀に鑑むるも劣敗人種と稱せらるゝものは不潔なる家屋に住ふのみならず、飲酒過度の通弊を有す、例へば北海道アイヌ人種の如きは最も慘烈なる結核の侵害を蒙り一村殆んど全滅の不幸を招ける地方少からずと聞く、而て彼等は強烈なる飲酒の習癖あり。今や我邦上一般に飲酒の害を認めんとしつゝありと雖も尙ほ改むる能はず、上流は強き洋酒に耽り、下層勞働者は不良なる酒類を鯨飲して一夕の快を得んとし、又一般社會も飲酒の弊より脱する能はず、特に地方に在りては酒宴を催すに際し小學校教員の列席あるを名譽と心得へ彼等を歡待するの餘飲酒を強ゆ、斯く飲酒の弊ある本人自身は勿論、彼等より生るゝ子孫は身體虛弱にして結核に罹り易き素因を有するに至る。

(ハ)花柳病の及ぼす危害 ブルーク氏は岬殖民地に於ける経験より、黴毒により虚弱となれる身體は結核傳染に對する抵抗力を失ふと結論せり、吾人は淋病の如きも同一條件の下に在るに非ずやと思ふものなり、要するに花柳病も結核罹病の素因を爲し得べしとは近來の定説なるが如し、幸か不幸か斯かるものには子孫を得難く黴毒患者の如きは生るゝも生長せざるにより兒童に對する直接素因としては其害比較的少なからんも、社會的素因を増すを以て既に生れ居りし其周圍の兒童に對し危害を大ならしむるは争ふべからず。

(ニ)早期性慾遂行及房事過度の惡影響 アルゼンチン共和國のブエノス・アイレス市に於て土著人民の結核死亡率は移住外國人に比すれば二倍以上多し、此事實に就きてデビソンは同國人が早期より過度の交媾を行ふ習慣あるにより、結核に對する抵抗力減弱するに基因すべしと説明し、同一問題に對しコニー及ウエラクも略ぼ同意見を表せり。吾人は上述の各場合に意見を述べたるともあり全然之に同意を表するに非ずと雖も、所謂退行人種と目せらるゝものゝ多くは早期性慾遂行と同時に早期に房事過度の習慣あるを思ふ時は妙からず之に賛意を表するものなり。翻つて我邦の事情を顧みる時は如何、吾人は都會地の少女が比較的過速なる身體の發育を呈せるを見て此習慣に陥らざらんことを恐れ更に彼等の半面の生活に於て之を證明するに餘あるものあり、青年男子と雖も此風潮に逆ひ難きを認めざる能はず、加之憂ふべきは地方に於ては反つて四周の束縛少きが爲めに此弊風蔓延しつゝある事之なり、斯かる状態に在る現時の我邦は叙上の事實より結核に對する社會的素因を助長し、引ひ

て教員又は兒童に對し危害を及ぼすを思ふに難からず。

(ホ)都市生活及家屋建築上の缺點 倫敦市民は三代續かずと言ひ、他面には又日光なき所に萬病生ずと云ふは、要するに此間の消息を窺ふに足るべし、吾人は都市衛生の不備を痛切に感ずると共に此事たるや結核罹病の社會的素因として頗る重要な項を占むるを知り、斯かる所に住居する兒童も等しく其支配を受くと言はん。

(ヘ)交通の頻繁と病毒傳播の危害 交通の便良好となるは常に急性傳染病に對する危害を増すのみならず、結核の如き慢性傳染病も人の往來頻繁を加ふると共に漸次無病地に侵入し毒牙を逞ふする機會を多からしむるは上述の如し、而して無垢の兒童は殊に好培養地たり、故に之をも素因増加の一に數へんとするものなり。

(四)社會的周圍に於ける結核患者の蔓延 上述の如く種々の社會的原因により結核患者蔓延せるは略ぼ察し得べしと雖も、然らば實數上果して如何との疑問は更に之を解決せざるべからず。

(イ)明治三十三年乃至四十二年間に於ける一般結核死者の比較 內務省衛生局年報が示す所に従ひ最近十年間の統計により、累年總死亡每一千人に對する結核死者の比例を擧ぐれば次の如し。

年次性別 肺結核 結核性 腸結核 肺他臓器 計					年次性別 肺結核 結核性 腸結核 肺他臓器 計				
三十三年					三十九年				
男	六五・〇	三・五	七・七	〇・七	男	七五・三	五・三	一・一	一・四
女	六五・七	三・四	一・〇	〇・七	女	八二・七	五・三	一・八	一・三
計	六五・四	三・五	九・三	〇・七	計	七九・〇	五・三	一・四	一・四
三十四年					四十年				
男	六六・一	四・〇	九・〇	一・一	男	七一・〇	五・五	一・〇	一・四
女	六七・八	三・四	一・三	〇・九	女	七七・六	五・五	一・七	一・三
計	六七・〇	三・七	一・一	一・〇	計	七四・三	五・五	三・八	一・四
三十五年					四十一年				
男	六六・三	四・三	九・一	一・一	男	七一・五	五・九	一・〇	一・五
女	七一・四	四・〇	一・五	一・一	女	七七・三	六・〇	一・八	一・四
計	六八・八	四・三	一・〇	一・一	計	七四・四	五・九	一・四	一・五
三十六年					四十二年				
男	六九・八	四・六	九・九	一・二	男	七三・二	五・七	六・七	一・〇
女	七五・八	四・六	一・六	一・〇	女	七八・三	六・〇	一・二	一・五
計	七二・七	四・六	一・三	一・一	計	七五・七	五・九	九・四	一・三
三十七年					四十三年				
男	七〇・八	四・六	九・七	一・三	男	七四・九	五・九	六・五	一・三
女	七三・九	四・五	一・六	一・三	女	八〇・五	五・六	一・八	一・六
計	七二・三	四・六	一・三	一・三	計	七七・六	五・八	九・二	一・三
三十八年									
男	七三・二	四・六	一・〇	一・三					
女	七八・二	四・七	一・七	一・二					
計	七五・七	四・七	一・三	一・二					

上表に據つて見れば明治三十三年より三十九年に至る七年間は結核死亡率遞増し、三十三年には總死亡者一千名に付き七八・九%なりしが、三十九年には一〇〇・六%に達し、實に二一・七%を増加せり、而して四十年及び四十一年は各三十九年よりは減少せるが四十二年より又激増し一〇四・二%、四十三

年は一〇六・四%を示す、之を三十三年即ち十年前に較ぶれば二七・五%を増加せる割合なり。斯かる社會的周圍の關係なるが故に教員及び兒童も此の潮流に逆ふ能はざるは勿論なるべし、尙ほ最も注意すべきは過去十年間に於て見るに結核死亡率女子は男子よりも年々遙かに高きこと之なり。
(ロ) 同上年間に於ける兒童結核死亡者の關係 之に就て殊に必要なは死因と年齢別比例の關係を明かにするに在れども、斯かる調査なければ表として對照すべきなしと雖も、唯肺結核のみに關し調査せる統計に據り通覽するに特に兒童に於て著明なる現象なく前表に掲げし所と略ぼ併行せる率を示すを認めらる。

今吾人は十五歳以下の男女兒童に就て見るに三十三年以來三十九年迄は年々漸次増加せるが、四十年四十一年の兩年は三十九年より、著しく尠なく四十二年に至りては殆んど三十九年の壘を摩せんとするも、滿五歳以上十五歳以下に於て詳言すれば義務教育年齢の大部分に在りては悉く三十九年よりは少數なるを認められ、加之十五歳以上滿二十歳以下にても未だ三十九年を超過するに至らず、此點は一般の結核死亡率と一致せざる所にして、斯かる事實はやがて小學校教員に肺結核患者多きが爲め特に兒童に肺結核を感染せしめたりとの確證を得るに苦しまざる能はず。然るに反之滿三歳以下に在りては三十九年に此し四十二年は比例上よりせば甚だ多くの患者を増加せるを認めらる、翻つて考ふるに此期間の兒童は多くは家庭に在り、最も母親の近くに在る時期なり、されば肺結核に侵されたる母

親否少くとも家庭に於ける感染率が顯著なるを示すにはあらずや。

(ハ)女性に於ける結核死亡者の夥多と兒童結核との關係 統計に付きて見るに一二歳にては肺結核上男女兩性の差なく、三歳以後二十歳までは女子に結核死亡率著しく多し、二十歳以後は漸次男子に多く其率年齢の進むと共に増加し、二十五年以後に在りては殆んど絶對的に男子が多數なるも、之を總計に就て見れば依然として男子よりは女子の肺結核死亡率甚だ高し。加之概して發育期及び繁殖期前の女子に結核多しとの一事は其後繼者たる兒童に及ばず影響少からざるべきを推測するに難からず即ち父親は兒童に接すること各階級を通じて比較的稀にして、母親は常に最も兒童に近く且つ絶えず親しむ機會多きを以て、若し假令我邦の兒童に結核患者年々増加するも、それは小學校教員の結核が主たらずして寧ろ母親に結核多數なること並に之に關聯して社會一般に於ける結核増加問題が最重大なる意義ありと信するものなり。尙ほ統計上小學校教員に結核患者多きを示せるも之には幾分か疑問を挿む餘地あり、如何となれば元來統計は分類上職業に重きを置くも肺結核の如きは半面に於て生活程度問題の關係有るを以て寧ろ吾人は小學教員と收入其他に於て同一生活程度に在る一般人民に就て調査し比較對照して初めて眞正の解決を得べきを信するが故なり、されど今既述教員に於ける結核蔓延問題の條下に舉げし事實を否定せんとするにはあらず。

【第三】 學校方面に於ける對結核問題

(一)小學校入學は強制的なり 小學校教育は所謂義務教育なるが故に自治團體當事者は就學兒童率の少しにても多からんことを誇りと心得へ學齡兒童の健否を論せず、兒童の健康上父兄の願望をも容れず殆んど強制的に入學せしめんとする弊風あり。其惡結果は常に該兒童のみに留まらず若し結核性病兒なりせば他兒童及び不健康の教員に感染せしむる機會なきにしもあらず、されど兒童の肺結核は開口性結核稀なるが故に是等の危險は比較的多からずと云ふ論者もあり。

(二)結核患者の家庭より來るものあり 小學入學は既に貧富強弱を論せず殆んど強制的なり、貧家に結核患者あれば常に寢床を一にするのみならず寢衣は通學衣を兼ねる兒童も亦教室及び運動場を共にし特別の注意もなく群童と混遊し接觸す、加之通學も亦強制命令的なるを以て、結核罹病兒も通學し來り、危險の程度は別とするも斯る學友と相接觸すること稀ならざるべし。

(三)學校内の不潔なる空氣 不潔なる靴のまゝ昇降を許し、又一方には上草履を用ゆしめ、更に校舎内の掃除は水拭ひにあらすして掃き捨て主義なるを以て空氣の不潔は免れ難き所たり、然るに生徒をして掃除當番なるものを命じて、室内掃除に従はしめ、又運動場に出でては黄塵捲き起す裡に多數の兒童嬉戯す、斯かる生活は呼吸器系統を害し結核に對する抵抗力を弱からしめずんば已まざらん。

(四)智育偏重教育の弊害 教育専門家及び教育實地家は醫學的素養を缺ける爲め體育を口にしつつも智育に偏し敢て怪まず、吾人は常に警戒を加へ教育は肉體を基礎とせる一元論に根底を置かざるべからず。

ちすと主張するも未だ傾聴の實を示されず。學校教育にて疲勞せし兒童に宿題を課して拘束し歸宅後も自由に解放遊戯せしめず、父兄も亦敢て之を怪まず寧ろ學業の好成績のみを誇る惡習ある爲め兒童を督勵し、遂に休養なき過勞の爲め體質を虛弱にし、所謂腺病質兒童は益結核素因を重からしむ。

(五)學校衛生の不振 地方の教育は地方廳内務部に關し、警察部衛生課とは聯絡なし、各學校には校醫の設あるも名譽職的に置かれたるに過ぎず、又一方に生活の爲め開業し學校衛生に對する責任を盡す能はず、從つて唯已むを得ざる定期體格検査にお茶を濁すを以て義務終れりと解す。更に中央教育行政廳と雖も學校衛生に關し殆んど定見抱負なきが如く又統轄の實力なし、斯る状態なるが故に首腦なき學校衛生の不振は多言の要なく、教員の結核は勿論患兒及患家より通學する兒童に向つて學校衛生上何等注目すべき措置を講せしを聞かざるを遺憾とす。

(六)教育上の缺點 余が茲に言はんとする所は實地教育に於ける教材採擇上の缺點なり、國定教科書中に内務當局者の注意により一二ヶ所衛生及び特に法定傳染病に關する教材あるも其他には認められず、又教師に在りても衛生の眞義に就て理解せる所尠なし。如何となれば師範學校系統或は其他中等程度以上の學校教育に於て人體の生理解剖及び衛生を説くに博物擔任の教師が之に當ること多し、されは既に根本に於て缺點あり、一般學校教員の素養は推して知るべきのみ、故に甚しきは盲目的硬教育を説くを以て足れりとし、衛生思想鼓吹及其公德心の養成に努めず、學者偉人を説話するも健康

の威力を教へず、金錢上の成功を語るも健康が捧げし成功を言はず、經濟思想を注入せんとするも國民衛生思想普及せざる爲め個人及國家が蒙る最大損失を説かざるが如きは實に教育上の一大缺點には非ざるなきか。

【第四】 結 論

(一)小學校に於ける結核の危害は教員が原發的にして兒童が續發的なるか或は之に反するかを先づ決定する要あり、教員の結核死亡率は大なるも其家族には比較的尠なし此事實は何を語るかを明かにするを第一義と信ず。

(二)小學校教員に於ける結核患者は統計及諸種の調査が示す如く多數なりと雖も、實際上其兒童に對する感染の危険は寧ろ家庭に於けるよりは尠からんか、されど現時のまゝ放置するは直接には學校衛生上間接には富國強兵上有害の影響を及ぼすことも有り得べきにより、此意味に於て適當の措置を講ずるは必要なり。

(三)既述の事實が證明する如く、社會衛生上最も緊要なるは女子に於ける結核夥多の問題なり、之やがて家庭をして結核伏在の巢窟となし我邦に於ける結核遞増の最大因子たらしむるに至らんことを恐る。

(四)小學校教員の結核死亡率に現はれし多大なる數は我國民に於ける結核患者増加の一表徴と見るを

得べし、故に教員の結核撲滅を計るには社會全般に於ける根本的對結核策を講ずるを緊要とす。
(五)國庫より結核防滅に關し一定の支出をなし得る機會到來せば根本的問題に對し先づ施設すべし、
教員に於ける結核防滅事業の如きは國家の大局より見れば寧ろ末なり、之に付き割き得べき國家の
財源あれば、先づ國家永遠の策として最も急を要する地方より法律を以て漸次肺癆養所の設立を命
じ、此者に對し出來能ふ限り補助し其普及を促すを以て急務なりと信ず。

第五章 陸海軍と肺結核

【第一】 帝國陸軍と肺結核

今試に帝國陸軍省醫務局發行の醫事衛生統計に關する年報中より、現役兵員每一萬に付き肺結核患者
死亡者、除役者等の累年比較表を掲ぐれば左表に示すが如し。

年次	新患	死亡	除役	死亡、除役 率、計
明治一九年	一〇八一	四二八	四七三	九〇一
同 二〇年	一一五四	二八四	七七〇	一〇五四
同 二一年	一五九七	四〇九	八六〇	一二六九
同 二二年	一五八二	四四九	九三八	一三八七
同 二三年	二三〇七	五〇三	一三六九	一八七二
明治二四年	二四一六	二九五	一七〇九	二〇〇四
同 二五年	二二八八	二二七	一六二六	一八五三
同 二六年	二二四八	二一九	一六六三	一八八二
同 二九年	二九六九	三一七	二二二一	二五三八
同 三〇年	二八〇〇	二四〇	二三五〇	二五九〇

年次	新患	死亡	除役	死亡、除役 率、計
明治三一年	三八七〇	二六〇	三三六〇	三六二〇
同 三二年	四三〇〇	一八〇	三八〇〇	三九八〇
同 三三年	四四二三	一三六	四一四三	四二七九
同 三四年	三七五〇	〇六七	三三一八	三三八五
同 三五年	四一五一	二二一	三六六一	三八八一
同 三六年	三九〇一	〇七一	三五五一	三六二一
同 三九年	三四五一	一六一	三〇七一	三三二一
明治四〇年	四二二一	一七一	三六七一	三八四一
同 四一年	三九二一	一六一	三五七一	三七三一
同 四二年	三九九一	一六一	三五八一	三七四一
同 四三年	四〇〇一	〇七一	三七九一	三八六一
同 四四年	三九一	〇九一	三六四一	三七三一
平均	三一〇四	二二二	二五九七	二八二九

上表中明治二十七八年及び三十七、八年は日清、日露戰役の爲め此種の統計を缺き三十九年も多少不同の箇所あるが如きも之を載
せたり、而して陸軍省の統計は單位以下の取方に變化あれども其儘とせり、一印は記載數なきを示す。

是によつて見れば現役に於ける新患者は明治十九年の一〇八一より、最近四十四年度の三十九名に至
るまで、年々多少の高低はあれど要するに増加し、兵營及び病院内の死亡は明治十九年の四・二八よ
り、最近の〇・九に至るまで概して累年低降せり。反之除役となりし年々の兵員數を見るに殆んど正規
的に遞増し、最初の四・七三より最近の三六・四に至るまで著しき増加にして約八倍す。更に死亡並に
除役數を合して比較するに初年の九・〇一より最終の三七・三に至るまで約四倍強なり。此事實は軍隊
に在りては初めの中は肺結核に罹るも兵營又は病院内にて治療を加へつゝ死に至らしむるもの多かり
しに、近年は肺結核と確定せば兵營病院内に留め置かず直ちに除隊せしむるの方針に變ぜしを見るべ
し。而して之は單に肺結核に就てのみなるも其他の結核及び所謂胸膜炎にて結核性のもの或は其疑ふ

るもの等も悉く斯かる方針の下に除隊歸郷を命ずとせば、結核蔓延に對し恐るべき結果を及ぼすは明かなり。吾人の知れる範圍内を以てするも交通疎なる地方に於ては古來結核患者稀れにして、曾て其一家に結核罹病者なかりしに、一度軍隊に送りし壯丁が結核に罹りて歸郷したる後一家近親に傳染し甚しきは一家全滅の悲慘を見たる例あり、吾人の觀察にして事實なりとせば何等處置せずして患者を追放するは責任回避の措置たりとの批難を免る能はざるべし。

更に叙上の關係を明白ならしめんが爲めに上表を左の三期間に區別し各期間の平均數を對照すべし。

年次	新患	死亡	除役	死亡、除役率
自一九九年 至二六六年	一八・三四	三・五二	一一・七六	一五・二八
自二六六年 至三六九年	三七・六九	一・八六	三三・〇〇	三四・八七
自三六九年 至四四四年	三九・一二	一・三五	三五・五三	三六・八七
以上二十二年間平均	三二・〇四	二・三二	二五・九七	二八・二九

之によりて吾人の言の僞らざるを證し得べきを信ずると共に現役軍人に於ける肺結核患者は年々増加の傾向に在りと斷言するを憚らず。

吾人は不幸にして帝國の現役軍人の正確なる總數を知らずと雖も三十萬人と見れば大過なかるべし今最近六箇年間の平均數より推定して算出を試るに一ヶ年間の實人員は左の如くならん。

新患	死亡	除役	死亡、除役率計
一一七・三・六	三四・五	一〇六・五・九	一一〇・六・一

即ち實際年々帝國陸軍現役將卒が肺結核のみにより蒙る兵員損失數は約一千二百名なり。然れども一方に年々發生する新患を見るに實數遙かに超過す、故に患者と決定せば當然兵員より排除さるべき運命にあるを以て一ヶ年約一千二百名を失ふとなすも不可なからん。而して之を戰時に於ける兵員損失に比較するに、日清戰役當時我軍の衛生狀態は負傷者一に對し病者約七、戰傷の爲に斃れしもの一にれば病死者は十二の割合にして、しかも我兵二十萬人中の全損害は四千四百四十三名なりと云へば、名譽の戦死者は三百五十名に充たざらんか。吾人は言はんとす年々我邦の陸軍現役に於ける肺結核による死者を戦線に斃れしむれば、明治二十七八年日清戰役に比し約三倍に等しき戦を決し得べし、日露戰役當時は軍隊衛生大に進歩し傷者一、病者一、戦死者一、病死者〇・四の比例を示すに至れりと雖も更に之を積りて平時十年或十五年の結核死者を以てせば優に國を賭するの大戦を決行し得べきにあらずや。

翻つて懷ふに日清戰役に際する我國庫の支出額は約二億三千三百萬圓にして當時に於ける政費年額の約三倍なりと云ふに非ずや、勿論種々複雑なる理由もあるべく一様には評すべからずと雖も、帝國陸軍は軍隊内の肺結核に對する施設として果して幾何の投費をなしつゝありや、又如何なる方法を講じ

つゝありや、少くとも夫等は不幸未だ外部の人々をして承服せしむるに至らず。

【第二】 列強陸軍と結核

進んで叙上の肺結核数を列強に於ける事實と比較し、如何なる地位を占むるかを窺はんが爲めに歐洲各陸軍國の現役兵員每一千名に付き肺結核にて死亡し或は服役不能及び癆疾となれるにより蒙れる損失數を左に掲ぐべし。

報告年度	普國軍隊	バイエルン國軍隊	曆年	奧國軍隊	露國軍隊	佛國軍隊
一八九〇/九一	二・二		一八九一	四・一	三・〇	八・四
一八九一/九二	二・七		一八九二			八・一
一八九二/九三	二・三		一八九三	三・九	三・三	七・七
一八九三/九四	二・〇		一八九四	三・二	三・三	七・九
一八九四/九五	一・九		一八九五	二・七	三・八	一〇・一
一八九五/九六	一・九		一八九六	二・三	三・七	八・八
一八九六/九七	一・八		一八九七	二・五	三・七	九・五
一八九七/九八	一・六	二・二	一八九八	二・三	三・〇	八・三
一八九八/九九	一・三	一・八	一八九九	二・二	三・二	七・一
一八九九/〇〇	一・六	二・三	一九〇〇	二・四	三・四	六・七
一九〇〇/〇一	一・五	二・二	一九〇一	二・四	三・五	八・二

一九〇一/〇二	一・六	二・〇	一九〇二	二・七	三・二	七・八
一九〇二/〇三	一・五	一・八	一九〇三	二・五	三・一	七・八
一九〇三/〇四	一・三	一・三	一九〇四	二・三	二・五	八・〇
一九〇四/〇五	一・三	一・六	一九〇五	二・二	二・五	七・七
一九〇五/〇六	一・二	一・四	一九〇六	一・七	一・八	八・四
一九〇六/〇七	一・三	一・六	一九〇七	一・七	二・二	一〇・九
一九〇七/〇八	一・四	一・九	一九〇八	一・八		一一・五
一九〇八/〇九	一・三	一・二	一九〇九	一・六		七・九

上表は歐洲の主要なる各陸軍國軍隊に就ての累年の統計にして、之を通覽するに素より年々多少の高低は免れざれど、佛國軍隊を除くの外は殆んど悉く漸次結核患者數を減じ、其成績順に擧ぐれば統計表が示す所の如し。

更に羅馬のスフォルツァ氏が一千九百十一年に雜誌「軍醫」第十六號に當時入手し得たる限りに於て最新の統計を基礎とし、世界各國の軍隊中肺及び其他臓器の結核發生狀況に關し發表せる所により、列國の現役兵員每一千名に付きての率を低きものより順次掲ぐれば次の如くなり。

順位	邦國別	千分率	順位	邦國別	千分率
一、	伊太利	一・六三	二、	プロイセン	一・九六

三、	バイエルン	二・二〇	八、	白耳義	四・八四
四、	英吉利	三・一六	九、	和蘭	五・二二
五、	奧洪國	三・二二	十、	佛蘭西	七・三〇
六、	北米合衆國	三・八〇	十一、	西班牙	七・八〇
七、	露西亞	四・六九			

此表は唯に肺結核のみならず、其他臓器の結核を含めるは既述の如くなると、凡そ統計としての價值は累年の蒐集され隨意の年次に於て比較對照さるゝ點に存す、余輩は帝國軍隊に就ての統計表中には肺結核のみを挙げ爾他の結核に及ばざりき。されば茲に掲げたる統計とは比較不可能なるが故に初め示せる歐洲各陸軍國の軍隊に於ける結核統計に對照せんとす、而して種々の論者により引照せられたる所に從ひ統計の精確なりと信ぜらるゝ期間に於て新舊の兩點を比較し、且つ兵員每一萬人に換算して是等各國の軍隊が結核による死亡或は服役不能の爲めに除隊となりしもの等にて蒙りし損失を現はせば次に示すが如し。

邦國別	年 度	損失數	年 度	損失數	邦國別	年 度	損失數	年 度	損失數
プロイセン	一八九一—二年	二七名	一九〇八—九年	一三名	佛 國	一八九一年	八四名	一八九五年	一〇四名
バイエルン	一八九七—八年	二二名	一九〇八—九年	一二名	佛 國	一九〇〇年	六七名	一九〇八年	一二五名
奧 國	一八九二年	四一名	一九〇九年	一六名	日 本	一九〇九年	七八名		
露 西 亞	一八九五年	三八名	一九〇七年	二二名	日 本	一八九二年	八八二名	一九〇九年	三八・六名

即ち歐洲各陸軍國中、獨逸聯邦の普、ハ兩國は一千八百九十二、二年より一千九百八、九年に至る十七年間に約半減し、奧國は略ぼ同年間に二倍半減し、露國は一千八百九十五年より一千九百七年迄の二年間に約半數に減す。獨り佛國のみは増減當ならずして容易に捕促すべからずと雖も未だ減退の域に達せりとは言ひ難きに似たり、而して我邦に於て之等と同期間の十七ヶ年に就て見るに、一千八百

九十二年(明治二十六年)には死亡、除役による兵員損失數は一八・八二(新患は二二・四八)なりしにも拘らず、一千九百九年(四三年)には倍増して三八・六名(新患四〇名)を示す。歐洲列強の大部分は半數にまで漸減し我は獨り倍増し恰かも大勢に逆行の情勢なるに帝國陸軍當局者は未だ外部より明かに認めらるゝ程の措置を講ぜざるは何故ぞ之れ果して職に忠なるものならんや、或は言はん赤十字社を指導し年々約二十八萬圓を此事業に據出せしめたりと。世間若し夫れにて承服するものなりせば吾人亦敢て何をか咎めん、然れども反世界的の結核狀態に對しては辯解の辭なかるべし陸軍當事者は是れ獨り陸軍のみの傾向にあらずして、我邦一般の肺結核蔓延の一面を語るに過ぎずとの逃辭を以てするものあらん、吾人も夫れを承認するに吝ならざれど一般國民間に於ける増加率は、一千八百八十六年(明治二十年)以降の事實を死亡率に就て推定するに未だ倍數の増加までには遙かに懸隔あるを認め、其他は最早や何をか言はん。

【第三】 帝國海軍と肺結核

更に吾人は論鋒を轉じて帝國海軍に於ける肺結核の真相を語らざるべからず、而して陸軍の例に倣ひ現役兵員每一萬に對する肺結核新患、死亡、免除率を海軍省醫務局年報中より採録せんとす。

年次	患者率	死亡率	免除率	死亡、免除率計
明治一七年	五五・〇	一六・〇	一九・五	三五・五
同 一八年	四三・四	八・六	八・五	一七・一
同 一九年	三〇・七	一五・三	一五・三	三〇・六
同 二〇年	三四・〇	一七・六	一五・四	三〇・〇
同 二一年	三五・九	一〇・九	二二・九	三三八
同 二二年	三六・九	八・八	二三・五	三二三
同 二三年	四五・〇	一三・二	二〇・九	三四・一
同 二四年	七一・四	一六・六	三九・一	五五・七
同 二五年	五五・四	一二・三	三三・九	四六・二
同 二六年	六五・四	八・六	三八・七	四八・三
同 二七年	六一・八	六・四	三八・二	四四・六
同 二八年	五四・六	九・二	三〇・八	四〇・〇
同 二九年	七七・五	一七・六	四三・七	六一・三
同 三〇年	九四・二	一一・三	六二・八	七四・一
同 三一年	九一・二	九・二	六六・二	七五・四
平均	六三・九	八・八	四四・一	五三・一

年次	患者率	死亡率	免除率	死亡、免除率計
同 三二年	六二・九	五・一	四九・六	五四・七
同 三三年	七二・一	四・七	五六・二	六〇・九
同 三四年	七四・八	三・〇	五九・三	六二・三
同 三五年	六四・四	三・六	五四・二	五七・八
同 三六年	八四・二	七・三	七八・八	八六・一
同 三七年	七六・六	四・八	六九・四	七四・二
同 三八年	五五・八	七・〇	四九・五	五六・五
同 三九年	六四・七	七・〇	四九・八	五六・八
同 四〇年	四八・〇	六・七	四一・三	四八・〇
同 四一年	六〇・二	三・六	五二・四	五六・〇
同 四二年	八三・四	四・九	七五・四	八〇・三
同 四三年	六五・九	四・三	六二・七	六七・〇
同 四四年	六四・七	三七・六	六一・〇	六四・七

上表に示したるが如く海軍省の統計は陸軍に比し終始一貫統一あり、日清、日露の戰役期間中と雖も蒐集しあるを以て前後の關係を知るに一層便なり。而して海軍は陸軍に比し最初明治二十年前より患者率其他遙かに多し、之れ陸海生活狀況を異にし一般に海軍側の多かるべきを豫想せしむるも唯之のみならず、感染の危険を恐るゝ爲め檢診標準に差異あるべく、當然直ちに以て相對照する材料とはなすべからず。今帝國海軍二十八箇年の統計に就て觀察するに患者は初めより漸次増加し、明治三十年三十一年に於て最高率を示し、爾來日露戰役後まで漸減の傾向ありしが再び増加し、未だ樂觀すべからず、他方に於て死亡率は漸減せるも、現役免除率は甚しく増加し殆んど倍數に近からんとす。各年箇々には多小の高低あるが故に二十八年間を三期に分ちて觀察すべし。

年次	患者率	死亡率	免除率	死亡、免除率計
自明治一七年 至同 二六年	四七・三	一二・八	二三・九	三六・七
自同 二七年 至同 三六年	七三・八	七七	五三・五	六一・七
自同 三七年 至同 四四年	六四・九	五三	五七・七	六二・九
以上二十八年間平均	六三・九	八・八	四四・一	五三・一

即ち此表にて明かなる如く患者率に於ては明治二十七年より三十六年に至る十ヶ年の平均率に比し最近八ヶ年間は壹萬人に付き約九名を減するも、各年別に於て見れば樂觀を許さざるは既述の如し。又

現役中肺結核死亡率は最初に比し半數以下に減せらるゝ、更に兵役免除率は漸増し、前後を比較せば約二倍半に近からんとす、而して之を實人員とせば一層肺結核蔓延の實情を察知し得べし、余が患者數の減少を見て尙悲觀するは、死亡及免除率合計數は毫も減少せざるのみならず、反つて略は倍増に達せん狀勢を示せるが故なり。且つ吾人社會衛生學者として憂ふるは陸軍に於けると等しく、現役中の死亡者減じ、免除者數増加するは一般社會に向つて結核患者を放逐するの事實を否む能はず、肺結核防遏上憂ふべき所たるを以てなり、而して海軍當局者と雖も之を知りつゝ何等の救済策をも講せず其儘歸郷せしめんとする現況にあらずや。精銳の軍器を建造することにのみ汲々として可憐の國民を失ふも顧みざるが如きを以て帝國海軍の能事とはせざるべし、更に平時に於ける兵員減失に想倒せよ、余は陸軍に就て擧げし如き例證は敢てせざるべし、必や有識者健在すべければ也。

第六章 結核救護相談所問題

【第一】 海外に於ける結核救護相談所の來歴及其趨勢

(一)名稱 結核救護相談所は獨逸の *Auskunfts- u. Fürsorgestellen für Tuberkulose. (Lungenkranke od. Lungentuberkulose.)* を譯したるものにして、始めは單に肺結核患者の意味なりしが如しと雖も、必要上咽頭結核は等しく開口性肺結核の如く取扱ひ、更に病原體の同一或は同類並に感染の危害との點より、狼瘡、腺、關節其他諸臓器に來る結核及び畜牛結核に關しても、此領域内に算入するに至れり。而して獨逸は白耳義及び佛國に於ける對結核救療所 *Dispensaires antituberculeux* の制に倣ひしは既述の如し、獨逸の制を邦語に譯したるものには、唯相談所とのみ記し、或は保護相談所とし、救療相談所となせるあり余も如上諸種の用語を以て現はし來れることありしが語原は悉く一なれば、此際意譯なれども比較的適當なる結核救護相談所とせんことを望むものなり。

(二)目的 名稱の由來既に斯の如し、従つて事業の變遷進歩に伴ひ目的とする範圍も漸次増加し來れりと雖も、要するに根本目的としては結核患者に於ける健康被害者又は感染者の搜出を以て主なる業務となす、故に此の行動は他方に於て結核病に對する届出義務の粗漏缺點を補ひ得るものなり。加之近來に至りては結核に對する智識の普及並に健康證明、早期診斷、轉地、治療の相談及遂行結核患者並に其周圍に對する救護及び相談相手(即ち患者隔離、住居の改善、患者居室の消毒、家賃、寢具類及び滋食品等の補助及び供給、其他金錢需用品の補給、家政の手助け、患者の看護監視等)となるが如き各國各地により多少の差異あるも漸次活動の範圍を擴張し、其堅固なる單位的基礎を地方自治體に置かんと努力しつゝあり。

(三)有効に活動し得べき條件 結核救護相談所事業創設の主旨は前述の如くにして、結核に向つて届出義務を命するも之が遂行は容易ならざるにより民間に在りて補佐せんとするに始まりしなり、され

ば此事業をして有効に働かしめんには國家は結核に届出義務を課するを以て第一義となす。

結核の各例に付き届出義務ある邦國は未だ多からずと雖結核死者の届出をなさしめ或は夫により相當の消毒を實行せる國家は少からず、又國の法律を以てせざるも聯邦君主若は地方長官が必要に應じ届出義務ありとせる所は甚だ多し、之れ多くは國家が委託せるのみならず、中央政府爲政者の獎勵により自然の趨勢となれる點もあり。

届出義務ある邦國を舉ぐれば諾威は一千九百一年より之を實行し、英國は千九百十二年一月以降結核に對する届出義務を制定し、獨逸帝國の二三聯邦國にては死亡の際に限られたるも患者の届出義務を規定せる邦國あり、例へばバイエルン國は千九百十一年五月五日發布の省令を以てし、普國政府は傳染病豫防法中に加ふべく提議せるに國會は何故にか否決せし事ありしが今や其爲め非常なる不都合を感ずる状態に在るを以て遠からず其制定を見るに至るべし、奧國、瑞西等に在りても届出義務に關しては特別の注意を拂ひ、救護相談所及び之が類似團體の活動を推奨しつつあり。

(四)組織 結核救護相談所の組織は大同小異なるも活動すべき幹部としては管理委員、醫師、救護婦 Pfegfrau od. Schwester あり。

今試みに獨逸國に於ける現状を述べんに、千九百十二年度の統計によれば、救護相談所の數は約七百二十ヶ所となり其他之に類する會團體等がバーデンに百三十七ヶ及びチューリンゲンに百四十一ヶ所

ありとのことなれば獨逸國內に於ける主要のもの殆んど一千を數ふべし、而して是等の多くは出張所又は支所を有するにより實際の數は莫大にして容易に算定すべからず。(余が初め第一章第八項に述べたる數と差異あるは調査の方面相違するによる)斯くて如上の各團體が堅實なる地歩を地方に占むるに至りしは喜ぶべき現象なりと言ふ。其設立に關しては種々異れり、茲に四五の例を舉ぐれば内務省令を以て設立を獎勵せる「バイエルン」「サクセン」「三王國及び「ウエルテンブルヒ」の如きあり、又地方保險局の設立にかかる「ティン州」あり、或は「バーデン」「アルデック」「ビルモンド」及び「サクセン、アルテンブルヒ」等の王侯國の如き中央慈善協會及び愛國婦人會の協力により、中央地方を通じて系統ある組織を見る所あり、或は地方團體と愛國婦人會との協力により成立したる國ありて區々別々なり。又働く方面を異にして各團體間に一定の聯絡なく、非常に進歩せるものと然らざるものとを生じ、該事業の改善發達に就ては尙ほ幾多の懸案あり、されば近來『獨逸國に於ける救護相談所の改良委員會』なるものが設置を見るに至り此者は救護相談所制度の改善を促し統一を計り且つ之に關する材料を廣く内外に求め、各救護相談所相互間及び他の結核豫防團體間との密接なる聯絡を計り、同時に異なる實驗の交換を企圖し、結核豫防に關する報告の統一を圖り之を公表し廣く社會の注意を促すこと等を一昨々年五月四日の創立總會にて決定し、ガフキー博士を委員會長に舉げ、着々歩を進め更に同年六月十五日第一回救護相談會議を開き、多數代表者の來集を促がし協議する所ありたり。

瑞西國には庶民療養所及び私立療養所多く、且つ千九百十二年の調査によれば四十五ヶ所の結核救護相談所あり、其他多數の乳兒院、乳兒保護所、托兒所、兒童保護所、並に短期野外轉療院等あり。千八百七十八年ワルター、ピオンにより創設せられし野外休暇移住所は大發展を見るに至り、加之兒童療養所、學校保養所、兒童院、及び虛弱にして結核罹病の危險ある兒童に對する寄宿所等あり、是等は時期を異にし創設され、其活動範圍も多少の相違こそあれ、目的とする所は乳兒より老年に至る迄の結核豫防に關し方面を別ちて協同事に當らんとするに外ならず。此複雑なる組織は結核防遏機關の發達を示すと雖も、他面には自然の成行に放任せし結果たるを意味し、瑞西の如き自由國にして初めて許容さるべく、我邦に在りては到底堪え難き所ならん。

要するに結核防滅事業に關する輒近の趨勢は『賢明なる官憲の指導の下に統一或は系統的組織を以て協力活動するは、最も有効なる成果を收め得可し』との説に一致するを認む。

(五)資金 公共團體の支出、帝國保險制度中の疾病及廢疾保險局(勞働者保險局の一部)救貧院其他公私團體及び慈善團體等の補助或は寄附よりなる、即ち之を約言すれば地方自治團體の支出、直接或は間接國庫及び疾病金庫の補助、及び公私團體其他の寄附とに分つを得べし。

(六)實際的事業 之に關しては第二目的なる項下に述べし所を實際上行ふに在れば重複多言を要せざるも二三の點を補足すれば、救護相談所或は早期診斷所に來り待合時間若くは豫診時間を利用し醫師

又は熟練なる救護婦等が結核に關する通俗講話を試み、或は家庭を訪問する醫師救護婦が實際的な豫防、消毒法を教ゆる如き、或は患者の隔離に際し住居内にて足るか將た他に移すべきかを判斷し、住居外に移す際には次の場所に交渉し患者を委託す。例へば結核救護相談所柏林中央委員會の例により見るに、千九百十二年中に同會の手より兒童轉地保養院に送りし兒童數は壹千百十六名にして其他二百九十二名を野外休暇移住所に委託し、又兒童婦女及一般人民を肺療院に八百二十六名、療養所に四百七十五名、田舎に轉地百七十六名、林間保養所へ二百七十六名、病院へ三百四十七名合計二千一百名を上記五方面に委託したりと言へば前述の兒童を合して三千四百十八名となる、若し瑞西の如き各種の組織ある所にては委託方面の數を増すべきも、原則として斯かるものに托して隔離するを知るべし。

尙ほ獨逸に在りては勞働者保險局が自營的に救護相談所のものを營めるあり、例へば柏林地方保險局結核課の如し、同所にては被保險人及び保險の恩澤に浴すべき家族に傳染性結核患者を生ずる時は其家族より隔離し、且つ作業能力の回復を計る、若し收容條件擴張する際には「ベリッツ」肺療養所に六ヶ月未満の期間收容す、然るに疾病保險制による結核患者の引受けは治癒若くは少くとも作業力回復の望あるものに限られ不治症は廢疾保險の救護に委するなり。

其他結核救護相談所は患者の職業に對し忠告的制限を加ふ、之れは人道問題上直接に正面よりは制し

難きにより間接に官憲へ注意を促すものなり、例へばキールの救護所が爲したる所を見るに結核患者が果物行商をなさんとして貧民管理課に手車の貸與を申請せし場合に之に異議を申込み、其者に貸與を許さざりき。結核患者就業問題は常に解決の困難を感じる所なるが各地の救護相談所は病毒傳播の眞ある職業即ち飲食料商及其調理等に携はることを制限し若くは禁止せんと努力す。

其他人乳營養以外の兒童滋養物殊に乳汁に關して改良を加へんとし、乳牛結核の危險を除かん爲めに結核に殆んど全く罹ることなき山羊乳の搾取供給を計れるあり以て事業の一般を察するに難からず。

【第二】 我邦に於ける結核救護相談所の設立意見

我邦には未だ結核救護相談所の完全に設立を見たる所なし、されば此際將來を慮り確乎たる方針を建て前者の覆轍を蹈まざるを最も緊要とす。

(一) 届出義務の強制 歐洲の經驗ある先覺者は叫んで曰はく、「結核豫防は結核に對する届出義務なき間は何等効なし、又救護相談所の完全なる組織は不可能なり」と、即ち民間には勃動の氣運漲るも指導者たる政府が進路を開かざれば手を下し難し、之を以て我邦に於ける現下の最大急務は結核に對する法規を設け届出義務を課するに在らんか。

(二) 法律若は命令を以て設立を命ず 吾人はバイエルン及びサクセン國の例に倣ひ、政府は法律若は命令を以て結核救護相談所の設立を全國に命じ地方廳をして其普及を督勵せしめんとす、或はキルヒ

ネルの提案を容れし普國に倣ひ正式の通牒を發し設立を促がすも可ならん。何れにせよ政府は衷心より結核の防滅を期せんとせば一定の成案を立て、之に準じ救護相談所を設立すべしと背水の陣を敷き、徐ろに畫策せんことを望まざる能はず、如何となれば吾人はトラホーム豫防に關し甚だ苦き經驗を有す、該事業は着手後既に數年を経るも顯著なる成績の多く徴すべきなし、然るに獨、奧國の如きは之に成功せるに非ずや、余は結核をして第二の虎眼たるを願はざるに因る。

(三) 系統的組織及監督方法 結核救護相談所の組織をして自然の發達に放任せず、系統立ちたる統一的組織たらしめんことを要す、此際該組織本來の意義を多少没却する嫌あらんも、各國に於ける過去の經驗と現状を考へ我邦の將來を慮れば切に余は之を望むものなり。即ち各單位的基礎を地方小自治體に置き一町村必ず一ヶの救護相談所を設くることとす。而して町村長は之が管理者となり、町村醫若くは學校醫中の有能者をして醫事的方面に當らしめ、他に數名の委員を必要に應じて置き、之に一名以上の救護婦を屬せしむ、若し地方の狀況が一ヶ町村獨立の機關を必要とせずば上級支部委員長(後述)の同意を得て數ヶ町村聯合し比較的完全なる救護所を設け、組合各町村には必ず支所若くは出張所を設置することとす。

郡、支廳には支部委員會機關を設け所轄内の結核救護相談所に關する統一的事務に當り之を管理す、郡、支廳長は支部委員長となり、郡醫(若は相當なる囑託醫)は醫事的方面の事務に當り、必要ある場

合は委員を置き、一定の期間に於て（一ヶ年一回）所轄下救護相談所會議を召集す。
大都市には數ヶ所に救護相談所を設け更に之を綜合せる委員會機關を置くこと其他凡べて前項に準ずべし。

各地方廳には地方委員會機關を設け、地方長官は其委員長となり、内務、警察兩部長は關係事項に付き主管委員となり、衛生課をして主務課とす。

斯くて組織されたる各救護相談所は各地方自治體全般の結核防滅に就て盡力し、一般住民は勿論、學校其他之に類する營造物、工場等に於ける結核、撰兵、壯丁、及在郷軍人間の結核等に關しても同一準規下に支配し行くなり。

中央に於ては各省の同意を得て内務省に中央委員會機關を置き内務大臣をして中央委員長となし陸海軍省醫務局主管者、文部省の學校衛生に關係ある主管者、農商務省の工場衛生及畜産に關する主管者、司法省衛生事務主管者、大藏省關係者、鐵道衛生の關係者、内務省、衛生、地方、警保の各局長其他關係者を委員とすること略ぼ中央衛生會に倣ひ、衛生局長を中央委員會幹事とし、委員長の命を受け關係各省間の交渉及び各地方委員會間の統一聯絡を圖らしめ、衛生局をして主管事務を行ふ所となし係員を置く、而して各地方委員長は中央委員長より指導監督を受け、以下順次之に倣ふ。
斯くて實地任務遂行に際し、各獨立の救護相談所が單位的活動に當るは勿論にして、其事業成績は毎

月之を支部委員長に報告し、支部委員長は一括して地方委員長に送達す。地方委員會は審議の上模範とすべき特徴ある方法は各支部に移牒し參考に供することとし、更に地方委員長は各月別に調製せる報告書を作成し中央委員長に申達すべく、中央委員會は主任者をして之を審査せしめ、參考となるべきものは抄録し地方に移牒す。尙ほ中央委員會の事務としては世界各國に於ける救護相談所の業績其他結核防遏に關する成績等を調査し、各地方に通牒し或は地方の實地其局に當るものを誘導啓發するに努むることとし、斯く論ずれば非常に複雑なるが如きも唯各執務行爲を列記し責任を明かに示せるに止まり、事務の甚しき繁雜は招かざるなり。

尙ほ中央委員會の事業として必要なるは地方に在りて實地其局に當る人の養成なり、實際家にして不適當ならんか、該事業が全然失敗に終る如きは萬々なしとするも、恐くは豫期の成績は得難からむ、故に先づ地方に於て主働者たるべき醫師及び管理委員を養成する短期の講習會を開くべし、先例としては感化事務、トラホーム講習、傳染病研究、或は私立衛生會の衛生事務講習の如きあれども、吾人の考を以てすれば之等は何れも長きに失す、此場合にては二週間内外を以て足れりと信ず。

又地方に於ては模範たるべき救護婦の養成をなさるべからず、一般救護婦は地方委員會に委託し其中より優良なるものを撰び中央にて教育すれば足れり、此の資格としては何れも看護婦免狀を有するものたるべし、講習期間は十日間にて充分ならん、即ち獨逸國にて最良の成績を收めつゝあるシユレ